

# 国の調整交付金と都道府県調整交付金の役割分担について

## 1. 調整交付金の概要と趣旨

### (1) 国の調整交付金(法律で給付費等の9%と規定)

#### ① 普通調整交付金:(政令で給付費等の7%と規定)

→ 医療費や所得格差を全国レベルで調整

(実際の市町村別の交付額は、所得水準の低い市町村は7%以上、所得水準の高い市町村は7%以下となる。)

#### ② 特別調整交付金:(政令で給付費等の2%と規定)

→ 災害等による保険料減免、原爆、結核等、地域的な特殊事情による給付費増など全国レベルの財政調整が望ましいもの、保健事業など施策の推進に必要な取組等に対して交付

### (2) 都道府県調整交付金(法律で給付費等の7%と規定)

#### ① 普通調整交付金に相当するもの(政令で1号交付金として考慮すべき事項を規定)

→ 地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の格差を調整

#### ② 特別調整交付金に相当するもの(政令で2号交付金として考慮すべき事項を規定)

→ 国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情に応じて交付

(例) 広域連合による保険運営など国保運営の広域化に際しての保険料平準化を支援するもの

国・調整交付金

普通調整交付金(7%)

特別調整交付金  
(2%)

都道府県調整交付金

普通調整交付金相当(6%)

特別調整交付金相当(1%)

(注) 都道府県調整交付金における普通調整交付金相当額と特別調整交付金相当額の割合については、「都道府県調整交付金配分ガイドライン(平成17年6月17日保険局長通知)」に目安が示されており、各都道府県は、条例に具体的な割合を規定している。

## 2. 保険財政共同安定化事業の拠出超過額に対する財政支援の概要

○ 平成18年度に制度を創設した際、拠出金の持ち出し額(拠出金－交付金)が、交付金の3%を超える場合には、当該超過額を都道府県調整交付金により財政支援するよう、厚生労働省から都道府県に対して要請している。

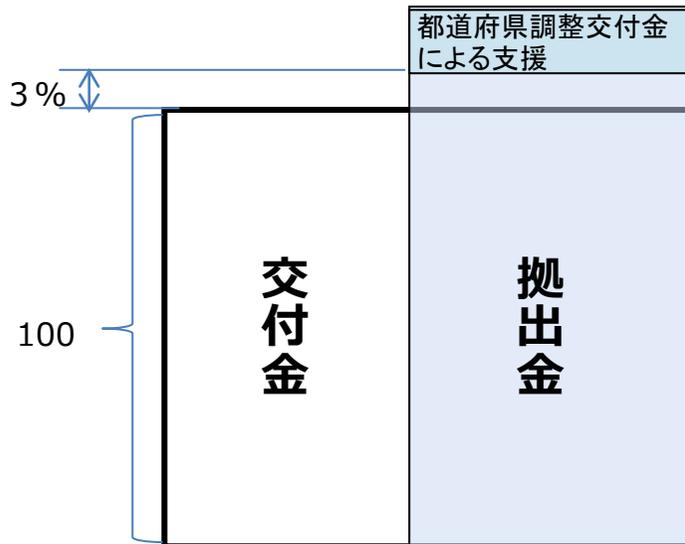
※ 財政支援の対象となる拠出金超過額の計算方法

$$\text{支援対象の拠出超過額} = \text{拠出超過額} - \text{交付金の3\%}$$

(拠出額 - 交付額)

### 【3%超過額に対する財政支援のイメージ】

拠出超過額が交付金の3%を超える場合、3%を超えた額を県調交により補填



### 国民健康保険制度の財政基盤の強化について(抄)

平成17年12月18日

総務・財務・厚生労働3大臣合意

1. 高額医療費共同事業の継続、保険財政共同安定化事業(仮称)の創設
- (2) 都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業(仮称)を平成18年10月から実施する。その際、拠出金の持ち出し率が一定以上の保険者については、都道府県調整交付金による支援を都道府県に要請する。

### 高額医療費共同事業の継続・保険財政共同安定化事業の創設について(抄)

平成18年5月30日

事務連絡

- (3) 都道府県調整交付金による支援
  - 高額医療費拠出金(公費負担額を除く。)及び保険財政共同安定化事業拠出金の合算額が、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の合算額の一定の割合(3%を想定)を超える場合は、当該一定の割合を超える額を都道府県調整交付金により支援することにより、保険財政共同安定化事業の円滑な実施のため、一定割合を超える市町村の負担に配慮されたいこと。